

## 特定複合観光施設区域整備法案

「国際競争力のある滞在型観光と地域経済の振興を実現するための特定複合観光施設区域整備法案」

**目的 :**

1. 国際競争力のある滞在型国内観光の振興による内外観光客の増大、地域経済の振興を目的とし、カジノを核とした複合観光施設の整備を図る。
2. 当該収益の一部で地方と国の財政に貢献する。

**基本的な考え方 :**

1. カジノを含む多様な MICE 機能を備えた観光施設を特定複合観光施設と定義し、これを設置できる区域を特定複合観光施設区域と定義する。
2. 特定複合観光施設区域・特定複合観光施設数は限定し、当初は 2ヶ所、その効果を確認後、最大 10ヶ所とし、区域は国が指定する。
3. 地域指定に関する基本方針(判断基準・手順)を国が定める。地方公共団体による申し出・提案を国が募り、審査・評価し、当面 2ヶ所の地域を指定する(主体を都道府県とするか市町村とするかは今後検討課題)。
4. 指定を受けた地方公共団体は、公募により特定複合観光施設整備計画案を募り、施設の整備・運営を担う(民間の)特定事業者を選定する。
5. 特定事業者は別途国に対し、カジノ運営に関する許可を申請し、その適格性が認証された場合、一定の条件の下で、特定複合観光施設内でカジノを施行できる(法律上の施行者は特定事業者になる)。
6. 特定事業者の主要株主、経営者、従業員及び、特定事業者に機械・機材・器具・システム等を納入する事業者等は全て同様に国による適格性認証の対象とする。特定事業者による運営・経営及び全ての行為は国による監視・検査の対象とし、厳格な規制の対象とする。
7. 国の規制機関として、内閣府に中立的なカジノ管理機構を設け、規則制定、認証・認可、監視等の業務を担わせる。
8. 主務官庁は複数省庁共管(省利省益、天下り、癒着は認めない)。総合調整は内閣府(国の規制機関を設置)、観光振興等の政策側面は国土交通省。その他は政策的必要性次第。

